|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 考慮すべき状況変化 | 詳細 |
| 平成24年10月～ | 障害者虐待防止法の施行 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋資料２〇障害者虐待の類型が、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の５つに分類された。〇養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者、それぞれによる障害者虐待防止等に係る具体的スキームが定められ、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報が義務付けられた。 |
| 平成25年4月～ | 障害者総合支援法の施行 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋〇「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が追加された。〇地域生活支援事業に、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業や、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が追加された。※意思疎通支援に関して、府は、計画策定時（平成23年度）において任意の事業として法律に基づかず「日常生活に係る意思疎通支援を行う者の養成」を行っていたが、総合支援法の施行により、「日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援を行う者の派遣・養成をする事業」の実施が市町村に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成又は派遣する事業等」の実施が都道府県に、それぞれ義務付けられ、意思疎通支援に係る府及び市町村の役割が大きく変わった。 |
| 平成26年4月～ | 改正災害対策基本法の施行（避難行動要支援者・避難所） | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋○市町村長に、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。○指定緊急避難場所と指定避難所（福祉避難所）が明確に区別された。 |
| 平成28年4月～ | 障害者差別解消法・条例の施行　 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋〇「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮提供」の義務化。（合理的配慮は行政機関には義務、民間事業者には努力義務）〇自治体は、差別解消支援のための「協議会」を作ることができることとされた。〇条例により、「広域支援相談員」と「大阪府障がい者差別解消協議会」の設置等、相談と解決の仕組みを構築した。 |
| 平成28年5月～ | 成年後見制度利用促進法の施行 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋 〇成年後見制度の基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、都道府県の措置（人材育成、必要な助言）や市町村の措置（国の基本計画を踏まえた計画の策定等、合議制の機関の設置）について定められた。 |
| 平成28年10月～ | 大阪府において手話言語条例の検討開始 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋〇大阪府障がい者施策推進協議会において、手話言語条例について、提言がまとめられた（手話言語条例検討部会の提言は8月31日）。 |
|  |  |  |
| 平成28年4月14日 | 熊本県を中心とした一連の地震の発生 | 〇4月14日以降、熊本県と大分県で相次いで発生。多くの人的被害をもたらすとともに、数千人の方々が避難所生活を余儀なくされた。 |
| 平成28年7月26日 | 相模原市の障害者支援施設における事件の発生 | 〇8月10日より、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」による検証の開始。9月14日に中間取りまとめが公表された。 |
| 平成28年10月16日 | 近鉄大阪線河内国分駅で視覚障がい者の、ホームからの転落・死亡事故の発生 | 〇8月に、東京の地下鉄でも、盲導犬を連れた男性がホームに転落し、列車にひかれて死亡するという事故が発生している。 |